

平成 19年度心身障害児者関係予算に関する重点要望

印:新規要望事項

【 厚生労働省 】

1. 障害の予防、早期発見、幼児期から一貫した専門医療とリハビリテーションの確立及び「二次障害」の早期予防対策と医療ケアの確立を図られたい。
2. 「訪問看護サービス」の施設等への派遣拡大及び、軽度の医療ケアの必要な重度障害児者の家族を支援するため「看護ヘルパー」の創設を図られたい。
3. 重度障害児者の自己表現と自立に必要な療育理念の確立と、療育技術の開発・専門職の養成を図られたい。
4. 重度身体障害者の生活の場として、療護施設は必至である、適正な整備と共に、日中活動の場として、重要な拠点となる通所施設（療護・授産等）の拡充を図られたい。
5. 地域で生活する為に、福祉ホームを柔軟に活用できる規制緩和と、障害者自立支援法における、「ケアホーム」と「グループホーム」に身体障害者も含め対象を限定しない制度にされたい。
6. 障害基礎年金・特別障害者手当等の拡大及び所得・給付制限を緩和し、地域社会で自立した生活が営めるよう障害者の所得保障の充実を早急に図られたい。
 7. 高次脳機能障害支援普及事業の中で、頭部外傷に伴う記憶障害に対する対応の明確化を図られたい。
8. 障害者本人以外の運転による、障害者移動用リフト車の購入費補助制度を創設されたい。
9. 移動支援の交通手段に自家用車を。特別な場合は、通勤・通学にも利用の拡大を図られたい。
10. 災害時における、障害児者の救援支援システムを地方行政と協議の上、早急に確立されたい。
11. 上肢障害者は特に破損や汚れ等が多く利便性が大きいため、身体障害者手帳のカード化の推進を図られたい。
 12. 積雪の状態でも車椅子による外出移動が自力で容易ならしめる技術開発に努められたい。
13. 福祉施設から一般就労への移行を進める為、福祉施設と一般企業のネットワークを構成して相互協力のもと早急に移行支援の推進を図られたい。
14. 就労した障害者が安定して仕事に専念出来る様、社内環境の整備、職員教育を徹底し、福祉関係者と企業関係者の連携強化を計り就業安定化を図られたい。
15. 障害者の「保護雇用」は我が国では実施されていないが、生産能力・稼働能力の低い人に対する国の補助制度を早急に創設されたい。
16. 障害者雇用に理解のない企業には、更なる厳格な制度へ見直しを図られたい。

【 障害者自立支援法に対する意見 】

1. 障害者も社会の形成者である事には変わりはなく、納税・公的負担金は全ての方々と同等に負担することに異論をもたない。但し、その前提は負担できる収入の保証である。障害の特性・適性を活かした「働く場」を得ることが、大きな政治的・社会的課題であり具体的な配慮を期待したい。
2. 特に重度重複障害の肢体不自由児者を持つ親の高齢化等で家族介護が困難なケースが数多くある。在宅中心ではなく地域実情（特性）に配慮した入所施設（現療護）の適切な配置と、介助を受けながら自立のためのグループホームの創設を政省令の中に盛り込むべきである。
3. 障害保健福祉サービスの計画整備に要する財政的支援を各都道府県に保障し、実施主体である市町村が基盤整備できる体制を支援すること。

4. 自立支援医療について、改めて医療を必要とする者の範囲、自己負担の在り方等を検討し、規定の改正をすること。[福祉サービスと自立支援医療の自己負担は厳しい]

【 文 部 科 学 省 】

1. 特別支援教育の推進には、障害のない児童生徒や家族、地域住民の理解と支援が重要である。多くの人達が、参画できるシステムづくりを早急に構築されたい。
2. 特別支援教育における、通常の学級は多様な障害児が在籍するため、指導する教員は、障害を理解し、多様な対応を求められる為、更なる専門性の確保を図られたい。
3. 「特別支援教室」は、種別の特殊学級と違い、多様な障害をもつ児童生徒が在籍するため、多様な障害に対応する事が可能な教員の養成及び教員の増員を急務とされたい。
4. 特別支援教育においては、普通校に多くの障害児が在籍し、障害の多様化・重度重複化が進むなか、医療ケア体制は最重要課題とされたい。
5. 特別支援教育は、児童生徒の教育的ニーズを把握し、社会自立を目標にした体制にされたい。
6. 重度障害児の自立には療育が不可欠で、理学療法士など専門職員の配置を図られたい。
7. 児童健全育成事業に障害児を受け入れ、普通学校・養護学校を利用した学童保育を推進し、地域や障害のない児童生徒との交流事業の拡大を図られたい。
8. 障害児者の学力及び社会自立を支援するため、生涯学習制度を創設されたい。
 9. 障害者の自立を目指し養護学校において、障害者自立支援法における就労移行支援等に連動する基礎的な訓練に取り組む事ができる様、厚生労働省と連携した新制度を早急に創設されたい。

【 国 土 交 通 省 】

1. 障害者向け公営住宅の建設及び肢体不自由者の共同利用の制度化を図られたい。
2. 公共施設及び交通機関のバリアフリー推進のため、階段昇降機等の設置の義務化などさらなる指導強化を図られたい。
3. 特急料金及び割り引き運賃の距離制限を撤廃されたい。
4. 公共施設の障害者用トイレに、介護のための大人用ベッドの設置指導を図られたい。
5. 遠隔地に点在する養護学校寄宿舎・入所施設への送迎は障害者が同乗する片道しか適用されない。又、団体活動の貸し切りバス、地方で借りるレンタカー等登録車以外の適用等、広域性を考慮した適用範囲等、抜本的な制度の拡充を図られたい。
6. 積雪地帯では、肢体不自由児や視覚障害者は、社会参加の機会を全く閉ざされている。冬季においても社会参加も可能な生活を実現する施策の立案を図られたい。
7. 公共施設の障害者駐車場に積雪や降雨に考慮して、屋根装置の義務化を図られたい。

【 法 務 省 】

1. 民法による扶養義務につき、障害当事者及び家族の社会的環境を考慮し、抜本的見直しを図られたい。

平成18年5月20日

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

